

施策名【人権尊重社会】

章	節	施策		主要施策	事務 事業 コード	事業数	事務事業	管理 方法	補助 金	補助金等名称	課	係	備考
1.生涯にわたり学び、生きる力を育むまちづくり	3.尊重され支え合う社会の形成	1.人権尊重社会	(1)	人権意識の高揚	1311-1	1	人権同和対策事業	通常	1	部落解放運動団体補助金	人権同和課	人権同和係	
					1311-2	2	住宅新築資金等貸付償還事業	通常			人権同和課	人権同和係	
			(2)	人権教育の推進	1312-1	3	人権同和教育事業	通常			人権同和課	人権教育男女共生係	
					1312-2	4	隣保館運営事業	通常			人権同和課	人権同和係	

令和6年度 補助金等評価シート

1 基本情報

補助金等名称	部落解放運動団体補助金		
事務事業名称	人権同和対策事業	事務事業コード	1311-1
所 管	市民健康	部	人権同和 課 人権同和 係

2 補助金等の概要(Plan)

区分	市単独補助金(施策推進型補助金)		種別	団体育成運営補助金		
根拠法令等名称	佐久市部落解放運動団体補助金交付要綱				法令種別	要綱
始期	昭和 44 年度 (経過年数 54 年)		終期設定	(有・無)	終期	令和 年度
目的	人権が尊重され、差別のない明るいまちづくりの推進を図るため、同和問題をはじめとするあらゆる差別の解消を目的として活動する部落解放運動団体に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。					
制度概要(補助対象経費、補助率、上限額等)	「福祉政策的観点から当事者による問題解決を促進する必要性があり、かつ、当事者団体を維持することに公共性が認められる団体」であり団体の育成、存続を目的に、当該団体の運営費に対し団体育成運営補助金として自主財源を除いた額を限度額とする所要額を補助。					
交付対象者、団体	☐ 特定団体(市が事務局となっているもの)		☒ 特定団体(市が事務局となっていないもの)			
	☐ 不特定団体		☐ 個人			
	名称(個人は除く)	部落解放同盟佐久市協議会				
指標設定	設定の考え方	—			目標値	—
	指標が数値でない場合の評価方法	関係機関への人権侵害・差別事象発生報告件数を0とする。				

3 補助金等の実績(Do)

年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
交付件数	1 件	1 件	
決算額(予算額)	7,800,000 円	7,800,000 円	7,800,000 円
財源内訳	特定財源(国・県等支出金)	0 円	0 円
	一般財源	7,800,000 円	7,800,000 円
指標	目標値 (単位)	0 件	0 件
	実績値 (単位)	0 件	0 件
	達成率	— %	— %
	指標が非数値の場合の達成度、または上記以外に特筆すべき成果があれば記入する	関係機関への人権侵害・差別事象発生報告はなかった。	関係機関への人権侵害・差別事象発生報告は9件あった。

4 補助金等の評価(Check)

評価欄	必要性	○	左記の理由、課題等	・現在もなお存在する部落差別をはじめとするあらゆる差別の解消のため、各種活動に取り組んでいる運動団体への団体育成運営補助金は、行政として目的を達成するための手段としても、必要性がある。 ・部落差別をはじめとするあらゆる差別をなくし、人権の擁護を図り、差別のない明るい佐久市の実現のため、一定の効果が認められる。
	有効性	○		

5 今後の方向性(Action)

今後の方向性	現行どおり
今後の取組方針	・行政目的を達成するための施策の一つとして一定の効果が認められるため、現行どおり継続する。 ・5年毎に実施する「人権問題に関する市民意識調査」及び「同和地区生活実態調査」により、あらゆる差別の解消に向けた課題の把握及び分析を行い、効率的な運営に関し適宜、指導・助言等を行う。 ・人権問題を取り巻く社会状況を的確に見極めながら終期設定を検討していく。

佐久市補助金等交付基準適合チェックシート

番号	項目	確認欄
①	補助金の交付が公益上必要であり、その効果が広く市民に行きわたるものであるか。	○
②	補助金の交付に際し、具体的な費用対効果が見込まれるものか。	○
③	補助金の目的が、総合計画その他各種計画における方針及び社会経済情勢に合致しているか。	○
④	補助金の交付に際し要綱等の根拠となる規定があるか。	○
⑤	補助金の効果検証や見直しの機会とするため、終期が定められているか。	×
⑥	団体育成運営補助金の場合、補助事業者の決算における繰越金又は余剰金の額が補助額の2分の1未満となっているか。	○
⑦	国県等連携補助金の場合、制度上規定されているもの以上に上乗せしていないか。	—
⑧	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助額が補助対象経費の2分の1以下となっているか。	—
⑨	団体育成運営補助金の場合、補助額が補助対象団体の運営費から自主財源を除いた額を限度額としているか。	○
⑩	補助対象経費に、交際費、慶弔費、懇親会費等の直接公益的な事業に結びつかない経費や社会通念上公費で賄うことが相応しくない経費が含まれていないか。	○
⑪	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助対象経費に、人件費、会議費、事務費及び施設管理費等の本来団体等が自己財源でまかなうことが適当な経費が含まれていないか。	—
⑫	補助金の交付対象が団体である場合、下記の事項に当てはまるか。 (ア)当該事業の支出に係る根拠が明確で、法令等に抵触していないこと。 (イ)団体等の会計処理及び使途が適切であること。 (ウ)団体等の事業活動の内容が当該団体の活動目的と合致していること。 (エ)受益者負担の水準が適切であり、自主財源の確保に努めていること。 (オ)市職員が団体等の事務局事務を行っていないこと。(ただし、市が市以外の団体等と協働による事業実施のために設置する実行委員会形式のものを除く)	○

※確認欄 ○：適合、×：不適合、—：該当なし

【不適合となった項目がある場合、その理由と今後の対応方針】

⑤「現在もなお部落差別が存在する」と明記された「部落差別の解消の推進に関する法律」が平成28年12月に施行され、「部落差別の解消に関する施策」を講ずることが国及び地方公共団体の責務とされている。

部落解放運動団体は、「同和問題をはじめとするあらゆる差別の解消」を目的に行政業務を一部補完する活動も積極的に実施し、公共性が認められる団体である。

この「あらゆる差別の解消」は大変大きな課題であり、人権問題は、情報化の進展に伴うインターネット上での誹謗中傷や差別的な情報の掲載など、社会環境の変化に伴い多様化・複雑化している。

日本各地で問題となっている、特定地区を被差別部落であるとしてインターネット上で動画や写真が公開される差別事象が当市においても令和3年度に発生し、部落解放運動団体をはじめ各関係機関と連携し対応に当たった。その後、当該動画サイトからは動画が削除されたものの、投稿者自ら新たに動画サイトを立ち上げ、日本各地を掲載し続けている。

以上のことから、差別問題は社会の変化等によって発生が予測困難である上、国の法律においても部落差別は現在も存在しその解消を推進することが明記されているため、あらゆる差別の解消に当たる部落解放運動団体に対する補助金に、現時点で具体的な終期を定めることは非常に困難である。

今後、こうした人権問題を取り巻く社会状況を見極めながら、終期設定の検討を進めていきたいと考えている。